

問題	解答	解説
第1問 問1	○	個別法律相談は、弁護士法に抵触する可能性があります。
問2	×	紛争性がある相続において、公正証書遺言の作成の助言を行うことは弁護士法に抵触する可能性があります。
問3	○	
問4	○	一般的な税制の解説は、有償無償を問わず税理士法に抵触しません。
問5	×	個別具体的な税額等の計算は、有償無償を問わず税理士法に抵触する可能性があります。
問6	×	遺言の証人になることが出来ない者は、①未成年者②推定相続人および受遺者ならびにこれらの配偶者および直系血族③公証人の配偶者、四親等内の親族、書記及び使用人。
問7	○	相続登記の申請及びその相談に応じることは、有償無償を問わず司法書士法に抵触する可能性があります。
問8	○	任意後見人の資格には、法律上の制限はなく、法人を後見人に選任することも、複数の任意後見人を立てることも可能である。
問9	×	遺言執行者には、未成年者と破産者以外は基本的には誰でもなることが可能である。相続診断士が、遺言執行者に就任することは可能である。
問10	○	
第2問 問11	○	保証債務も相続の対象になるが、原則として相続税の債務控除の対象にはならない。
問12	○	胎児は、相続について既に生まれたものとみなす。
問13	×	遺言書の改ざんは、相続欠格事由に該当し、相続人の資格を失います。
問14	○	兄弟姉妹の代襲相続は、その子に限り生じる。つまり、被相続人の甥や姪までしか認められない。
問15	×	秘密証書遺言は、ワープロ、パソコン、代筆等による作成が可能です。
問16	○	遺留分は、相続開始前にも放棄することができる。ただし、家庭裁判所の許可が必要である。
問17	×	相続放棄は、相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
問18	○	限定承認とは、相続によって得た財産の限度においてのみ被相続人の債務および遺贈を弁済すべきことを留保して、相続の承認をすることである。
問19	○	相続人が相続財産の全部または一部を処分したときは、単純承認したものとみなす。
問20	×	実子と養子の法定相続分は同じである。
問21	×	公正証書遺言の作成には、2人以上の証人が必要である。
問22	×	遺言の検認は、あくまで遺言書の現状確認であり、遺言書の有効無効をその場で判断するものではない。
問23	×	自筆証書遺言書は、遺言者が全文、日付および氏名を自書しこれに押印が必要である。平成31年1月13日から、財産目録を付ける場合は、代筆やパソコンでの作成や通帳のコピーなどで作成ができるようになりました。
問24	×	遺留分権利者は、配偶者、子(子の代襲相続人を含む)、直系尊属となり、兄弟姉妹には遺留分は認められていない。
問25	×	代償分割とは、共同相続人のうち特定の相続人が現物財産の一部または全部を取得し、その代償としてその者が自己の固有財産を他の相続人に支払うことにより分割する方法である。
第3問 問26	○	墓所、仏壇、仏具など祭祀財産は非課税財産として扱われる。
問27	×	香典返戻費用は債務控除することが出来ない。
問28	×	自動車、家具、什器等の家庭用財産は相続財産となる。
問29	○	配偶者の税額軽減や小規模宅地等の特例など申告書の提出を要件とする規定の適用を受けて、納税額がゼロとなる場合でも、申告書の提出が必要となる。
問30	○	相続税の申告書の提出期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内である。
問31	×	相続財産に合算する贈与財産の価額は贈与時の価額によることとされている。
問32	×	所得税(一時所得)の課税対象となる。
問33	○	死亡退職金等で被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、相続税の課税対象となる。
問34	×	貸付金は利子の有無にかかわらず相続財産となる。
問35	○	相続や遺贈によって財産を取得した者が、配偶者、一親等の血族、代襲相続人となる孫以外の者が、相続税の2割加算の対象者となる。
第4問 問36	2	贈与税の税率は、一般贈与財産と特例贈与財産の2種類がある。
問37	1	贈与者については贈与年の1月1日において60歳以上の親または祖父母が適用対象者である。
問38	1	適用要件は、居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること。同一配偶者間においては1度しか適用できない。
問39	2	相続税の申告書は通常、相続人が共同で作成し連名で記名押印して提出する。保証債務は債務費用として控除できない。
問40	1	金銭による一括納付ができない場合には、その困難な金額を限度として延納が認められる。延納は、本税の他に利子税が課税される。

問題	解答	解説
第5問 問41	ニ	
問42	ル	
問43	ワ	
問44	リ	
問45	ホ	
問46	ト	
問47	ロ	
問48	又	
問49	イ	
第6問 問50	イ	相続税の申告書の提出先は、実務上は被相続人の死亡の時にける住所地の所轄税務署長に提出する。
問51	ロ	みなし相続財産は、生命保険金等、死亡退職金等をいう。
問52	ロ	相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は生前贈与財産として、その価額が相続税の課税価格に加算される。
第7問 問53	3	非嫡出子は認知によって相続人になるので、子Aは相続人となる。 孫D、孫E、孫Fは子Cの代襲相続人となる。 婚姻関係にない女性は相続人とならない。
問54	3	配偶者乙の父Dと母Eは相続人ではない。
第8問 問55	4	相続放棄をした者は、その相続に関して初めから相続人でなかったものとみなされる。 なお、相続放棄は代襲相続の原因とはならない。
第9問 問56	3	相続税の総額を計算する場合の「法定相続人の数」の数え方。 実施がある場合、普通養子は1人まで。実子がいない場合、普通養子は2人まで。 特別養子は実子とみなされて、養子の数の制限を受けない。
問57	2	相続欠格があった場合には、その者の子が代襲相続人となり、「法定相続人の数」に数える。
第10問 問58	○	居住用宅地等の同居親族の適用要件は、①全部または一部取得②相続税申告期限まで保有継続③相続税申告期限まで居住継続 330㎡まで80%評価減
問59	×	居住用宅地等の配偶者の適用要件は、①全部または一部取得②取得のみで保有要件なし 330㎡まで80%評価減
問60	×	特定同族会社事業用宅地等のその法人の役員である被相続人の親族の適用要件は、①全部または一部取得②相続税申告期限においてもその法人の役員であること③相続税申告期限まで保有継続 400㎡まで80%評価減